



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 688 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力停止 (長寿社会課)..... 1
- 689 救急病院の認定 (医務課)..... 2
- 690 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効 (薬務課)..... 2
- 691 県営土地改良事業計画の決定 (農業農村整備課)..... 2
- 692 県営ため池等整備事業の工事の完了 (")..... 3
- 693 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課)..... 3
- 694 " (")..... 3
- 695 " (")..... 3
- 696 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)..... 4
- 697 道路の区域変更 (道路保全課)..... 4
- 698 道路の供用開始 (")..... 4
- 699 一般競争入札による落札者の決定 (砂防課)..... 5

○ 公安委員会告示

- 22 駐車監視員資格者講習の実施 5

○ 監査委員告示

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議 7

○ 公告

- 軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課)..... 7
- 軽油引取税免税証の無効 (")..... 8
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 8

告 示

和歌山県告示第688号

介護保険法(平成9年法律第123号)第84条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成27年6月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	処分の内容	処分期間
3071400711	社会福祉法人 海南市社会福祉事業団	海南市居宅介護支援事業所	海南市木津233番地の40	居宅介護支援	1 3月間の居宅介護支援に係る介護給付費の請求の上限を7割とする。 2 3月間の新規利用者についての居宅介護支援に係る介護給付費の請求を全額不可とする。	平成27年7月1日から同年9月30日まで

和歌山県告示第689号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 稲徳会病院
- 2 所在地 紀の川市粉河756-3
- 3 有効期限 平成30年5月31日

和歌山県告示第690号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成27年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 失効する知事監視製品
 - (1) 次の写真に示すとおり、被包に「X-aROMa」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
 - (2) 次の写真に示すとおり、被包に「DEEP BLUE 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
 - (3) 次の写真に示すとおり、被包に「FaLL OUT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 失効理由
当該知事監視製品が麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬に該当するに至ったため
- 3 失効年月日
平成27年6月9日

和歌山県告示第691号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業住持池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成27年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年6月10日から同年7月7日まで
- 3 縦覧場所
和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局地域振興部農地課及び岩出市事業部土木課

和歌山県告示第692号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 与根子池地区
- 2 確定年月日 平成24年6月5日
- 3 工事を完了した時期 平成27年3月26日

和歌山県告示第693号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年5月25日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年6月22日まで縦覧に供する。

平成27年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第11号-1	海南市下津町小畑字菖蒲1578外1筆
平成27年度第11号-2	海南市椋木字末塚98-4外2筆
平成27年度第11号-3	海南市溝ノ口字前ノ側286-1外1筆

和歌山県告示第694号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年5月25日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年6月22日まで縦覧に供する。

平成27年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第12号	日高郡美浜町和田字塔寺田2104-1外3筆
平成27年度第13号-1	御坊市湯川町小松原字北早雲坪675-1外1筆
平成27年度第13号-2	御坊市藤田町吉田字中島690-1
平成27年度第13号-3	御坊市湯川町富安字佃1844-1

和歌山県告示第695号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管

理機構から平成27年5月29日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び有田振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年6月22日まで縦覧に供する。

平成27年6月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第14号	有田郡有田川町井口字折着629

和歌山県告示第696号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年6月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字土生字比丘尼谷459の5から459の9まで、459の31、459の32
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第697号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年6月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 道路の種類 県道
- 路線名 日高港線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
御坊市名屋町三丁目3番2地先から同市名屋町三丁目2番5地先まで	旧	7.45 } 11.23	88.30	
同上	新	9.80 } 13.45	88.30	

和歌山県告示第698号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年6月9日

道路の種類 県道

路線名 日高港線

供用開始の区間 御坊市名屋町三丁目3番2地先から同市名屋町三丁目2番5地先まで

供用開始の期日 平成27年6月9日

和歌山県告示第699号

平成27年度和歌山県河川砂防情報システム改良業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年6月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成27年度和歌山県河川砂防情報システム改良業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成27年4月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本無線株式会社関西支社
大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番28号
- 5 落札金額
158,328,000円（うち消費税及び地方消費税の額11,728,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年3月20日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第22号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

平成27年6月9日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

- 1 駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所及び受講定員

(1) 実施日時

講習1日目	平成27年8月25日（火）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時から午前9時30分まで）
講習2日目	平成27年8月26日（水）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時から午前9時30分まで）
修了考査	平成27年9月4日（金）午前9時30分から午前10時30分まで （受付時間 午前9時から午前9時20分まで）

(2) 実施場所

- ア 講習（1日目及び2日目）
和歌山市手平二丁目1番2号
和歌山ビッグ愛5階 504会議室
- イ 修了考査
和歌山市手平二丁目1番2号
和歌山ビッグ愛6階 602会議室

(3) 受講定員

25人

2 受講手続に関する事項

(1) 申込みの方法

駐車監視員資格者講習を受講しようとする者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を（3）に掲げる提出先を経由して和歌山県公安委員会に提出するものとする。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書（写真（受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。以下同じ。）を貼付したものに限る。）

イ 駐車監視員資格者講習受講票（写真を貼付したものに限る。以下この項において「受講票」という。）

ウ 運転免許証、在留カード、旅券（パスポート）等申込者が本人であることを証するものの写し

(2) 手続の流れ

ア 申込者は、申込書等を提出したのち、駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所等を記載した駐車監視員資格者講習指定書（以下「講習指定書」という。）及び駐車監視員資格者講習手数料納付書（以下「納付書」という。）を受け取る。

イ 駐車監視員資格者講習の1日目の講習実施場所の受付において、講習手数料の額に相当する和歌山県証紙を貼付した納付書により講習手数料を納付し、講習指定書を提出した上で受講票を受け取る。

(3) 申込書等の提出先

- ア 申込者が和歌山県内に住所地を有する者の場合
申込者の住所地を管轄する警察署交通課
- イ 申込者が和歌山県外に住所地を有する者の場合
和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

(4) 申込書等の提出時期

平成27年6月17日（水）から同年8月17日（月）までの間（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(5) 講習手数料

- ア 講習手数料の額は、20,000円とする。
- イ 現金での納付は、受け付けない。

3 留意事項

- (1) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (2) 受講定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。
- (3) 駐車監視員資格者講習を2日間受講し、修了考査を受け、合格した者に対して、駐車監視員資格者講習修了証明書を郵送する。

4 問合せ先等

(1) 問合せ先

和歌山市西1番地 交通センター内
 和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター
 電話番号 073-473-0356

(2) 駐車監視員資格者講習受講申込書、駐車監視員資格者講習受講票及び納付書の備付場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター及び和歌山県内の各警察署交通課

監査委員告示

和歌山県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人大川幸一の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成27年6月9日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 立 谷 誠 一
 和歌山県監査委員 泉 正 徳

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
牧野康幸	大阪府池田市石橋四丁目11番18号	平成27年5月29日から平成28年3月31日まで
江川清俊	大阪府箕面市彩都粟生南三丁目1番30-A301号	平成27年5月29日から平成28年3月31日まで
辻井芳樹	大阪府堺市中区深井中町488番地18	平成27年5月29日から平成28年3月31日まで
東條晋太郎	兵庫県宝塚市小林三丁目7番39-302号	平成27年5月29日から平成28年3月31日まで
長谷川くにこ	大阪府大阪市北区本庄西二丁目22番16-504号	平成27年5月29日から平成28年3月31日まで
柳川英紀	大阪府門真市三ツ島二丁目20番52号	平成27年5月29日から平成28年3月31日まで
成山哲平	滋賀県大津市青山一丁目5番1号	平成27年5月29日から平成28年3月31日まで
孝橋美鈴	大阪府吹田市藤白台一丁目2番D35-114号	平成27年5月29日から平成28年3月31日まで

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成27年4月21日以降無効とする。

平成27年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付した事務所
農業等	和歌山県第800891号	平成25年7月31日から平成28年7月30日まで	西牟婁郡白浜町田野井670 井谷通秋	紀南県税事務所

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成27年5月11日以降無効とする。

平成27年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
200リットル券	船舶	8513595 ゝ 8513624	30枚	平成27年4月1日から 同年6月30日まで	紀南県税事務所	平成27年5月11日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

都市計画の図書の写しの縦覧公告

かつらぎ町から、都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年6月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
かつらぎ都市計画公園（4・4・3号かつらぎ西部公園）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課